

46 日英EPAの概要

日英EPA（ワイン、清酒、焼酎）

【令和3年1月1日発効】

英国関税の撤廃や日本ワインの輸入規制緩和、日本産酒類GIの保護について日EU・EPAと同一内容を確保するとともに、容量規制の緩和を拡充

日EU・EPA

関税

- EU側 全ての酒類の関税を即時撤廃
- 日本側 ワインの関税を即時撤廃
清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃（段階的撤廃）

非関税措置

<ワイン>

EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できる。

- EUは、日本ワイン（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の醸造方法を容認
⇒EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能
- 業者の自己証明を導入
⇒金銭的、時間的な負担を大幅に軽減

<焼酎>

- 単式蒸留焼酎の容量規制の緩和
⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

地理的表示（GI:Geographical Indication）

酒類GIの相互保護によりGI「山梨（ワイン）」、「日本酒」等のEU域内での保護を確保

ワイン添加物

主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続を開始

日英EPA

日EU・EPAと同一内容を維持
（段階的撤廃の撤廃時期は、日EU・EPAと同様）

<ワイン>

日EU・EPAと同一内容を維持

<焼酎>

- 単式蒸留焼酎の容量規制の緩和を拡充
⇒単式蒸留焼酎について、四合瓶や一升瓶での輸出に加え、五合瓶での輸出も可能

日EU・EPAに継続して、日本産酒類GI（「山梨（ワイン）」、「日本酒」等）の英国内での保護を確保

- ※ EPA発行当初、日本側酒類8GI及び英国側酒類3GIを相互に保護
- ※ EPA発行後も保護対象のGIを追加し、令和7年4月現在、日本側酒類23GI、英国側酒類23GIを相互に保護

日EU・EPAと同一内容を維持